

別紙

富士川町土地開発事業に係る公共施設等の引継要領

(趣旨)

第1条 この要領は、富士川町土地開発事業の適性化に関する条例施行規則（以下「規則」という）第14条の規定により、公共施設等の引き継ぎについて必要な事項を定めるものとする。

(摘要範囲)

第2条 この要領は、規則の適用を受ける開発行為について適用する。

(引き継ぎの申請)

第3条 開発者は、開発行為に係る工事が完了した時は、速やかに別記様式1号による引継申請書を提出するものとする。

(引継検査)

第4条 町長は、前項の引継申請書の提出があった時は、該当公共施設等の引継検査を行うものとする。

(引き継ぎ)

第5条 町長は、前項の引継検査の完了後（第7条に規定する手直し工事をするものにあつては、手直し工事完了後）に、該当公共施設等を開発者から引き継ぐものとする。

2 町長は、前項の規定により公共施設等の引き継ぎが完了した場合は、別記様式2号による引継受納書を当該開発者に交付するものとする。

(中間検査等)

第6条 町長は、公共施設等の引き継ぎのため必要があると認める時は、第4条に規定する引継検査のほか、中間検査その他必要と認める検査を、許認可設計図書等に基づき行うものとする。

2 中間検査は、開発者が工事に着手し、工事が完了するまでの間において、町長が必要と認める時期にその都度行うものとする。

(手直し工事)

第7条 中間検査または、引継検査の結果、不備な箇所があり、補修または、改良の措置を要するものについては、開発者は、町長の指示に従い手直し工事を行うものとする。

(手直し工事検査)

第8条 町長は、手直し工事が完了した時は、手直し工事検査を行うものとする。

(瑕疵担保)

第9条 この要領の規定により、富士川町に移管となった公共施設等について移管後3年以内に発見された瑕疵、またはこれにより生じた損害は、開発者の責任においてこれを補修し、もしくは損害の賠償をするものとする。

(雑則)

第10条 この要領の実施に関し必要な事項は、町長が別に定める。

付則

(施行期日等)

- 1 この規則は、平成22年3月8日から施行する。
- 2 この要領の施行の際、現に開発中の事業及び開発に係る工事が完了しているもので、公共施設等の引き継ぎが完了していないものについては、この要領の規定を適用する。

様式1号

年 月 日

富士川町長

殿

開発者 住所
氏名

印

引 継 申 請 書

富士川町土地開発事業の適性化に関する条例施行規則第14条の規定に基づく公共施設等の引き継ぎを別紙関係書を添えて申請します。

様式2号

年 月 日

引 継 受 納 書

殿

富士川町長

⑩

年 月 日付けで引継申請を受けた公共施設は、年 月 日で
受納しました。

引 継 を 受 け た 公 共 施 設 の 表 示	所 在 山梨県南巨摩郡富士川町
	明 細
摘 要	

様式第 3 号

道路関係施設引継調書

						番号
名称						
所在地						
敷 地 面 積	面積	勾配	幅員	延長	備考	
	m ²	%	m	m		
構 造						

様式第 4 号

排水 (水 路)
 (下 水 道) 関係施設引継調書

						番号
所在地						
敷 地 面 積	面 積	勾 配	幅 員	延 長	備 考	
	m ²	%	m	m		
構 造						

様式第5-1号

公園関係施設引継書

団 地 名	
申 請 者 住 所	
氏 名	
引 継 年 月 日	
面 積	
計 画 人 口	
公 園 面 積	
緑 地 面 積	
区域に対する公園率	
区域に対する緑地率	
計画人口に対する公園率	
備 考	

様式第5-2号

各 緑 地 箇 所 調 書

						番号
名 称						
所在地						
沿革の概要						
敷 地 面 積	面 積	勾 配	幅 員	延 長	備 考	
	m ²	%	m	m		
構 造						

